

議案第十六号

杉並区プールの衛生管理等に関する条例及び杉並区興行場法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区プールの衛生管理等に関する条例及び杉並区興行場法施行条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区プールの衛生管理等に関する条例（昭和五十年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一万二千五百円」を「一万六千九百円」に改める。

第二条 杉並区興行場法施行条例（昭和五十九年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一万七千五百円」を「二万七千五百円」に改め、同項ただし書中「一万千五百円」を「一万三千五百円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(提案理由)

許可申請手数料の額を改定する必要がある。

<p>杉並区プールの衛生管理等に関する条例及び杉並区興行場法施行条例の一部を 改正する条例</p> <p>新 条 例</p> <p>第一条による改正（杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正）</p>	<p>杉並区プールの衛生管理等に関する条例及び杉並区興行場法施行条例の一部を 改正する条例</p> <p>旧 条 例</p> <p>第一条による改正（杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正）</p>
<p>（手数料）</p> <p>第四条 第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請の際、手数料 一万六千九百円を納めなければならない。 ただし、区長は、国又は地方公共団体から申請があつたとき、その他区長において特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料）</p> <p>第四条 第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、許可申請の際、手数料 一万二千五百円を納めなければならない。 ただし、区長は、国又は地方公共団体から申請があつたとき、その他区長において特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>新 条 例</p> <p>第二条による改正（杉並区興行場法施行条例の一部改正）</p>	<p>旧 条 例</p> <p>第二条による改正（杉並区興行場法施行条例の一部改正）</p>

(手数料)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、許可申請の際、手数料二万七百元を納めなければならない。ただし、臨時又は仮設構造による興行場にあつては、一万三千五百円とする。

2 及び 3 略

(手数料)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、許可申請の際、手数料一万七千五百円を納めなければならない。ただし、臨時又は仮設構造による興行場にあつては、一万千円とする。

2 及び 3 略